

金剛石婚・金婚のご夫婦をお祝いします!

平成25年中に金剛石婚、金婚を迎えられるご夫婦はお申し出ください。

金剛石婚（結婚60年）

昭和28年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

金婚（結婚50年）

昭和38年1月1日から12月31日までに婚姻届を出されたご夫婦

申し出

7月31日(水)までに下記へお申し出ください。

※過去に対象となり、申し出されなかった方はご連絡ください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233
社会福祉協議会 ☎62-4615

春の叙勲で四方田忠則氏（大字金沢）が旭日双光章を受章されました。四方田氏は、昭和63年3月から平成24年までの6期24年間にわたり町議会議員として在職され、



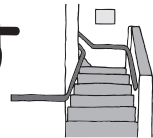
四方田 忠則氏



この間、町議会議長や常任委員会委員長などの要職を歴任し、生活環境の整備、産業の振興、教育施設の整備拡充など町の発展に尽力されました。また、皆野町農業委員会委員、皆野町農政推進協議会委員、皆野町国保運営協議会委員、秩父広域市町村圏組合議会議員を歴任されるなど、広く地域社会の発展に貢献されました。これらの永年にわたる功績が認められ、このたびの受章となりました。

固定資産税を減額します

～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修工事～



バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時までに、次のいずれかの方が居住している住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

対象となる改修工事

工事費（自己負担分）が50万円以上で、次の要件に該当するもの。

※平成25年3月31日までに完了した工事については30万円以上。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を、3分の1減額します。

※床面積100㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類

- ①住民票の写し
- ②改修工事の領収書
- ③改修工事明細書
- ④改修工事を行った箇所の写真
- 要介護、要支援認定を受けている方：介護保険被保険者証の写し
- 障害のある方：身体障害者手帳、療育手帳などの写し

省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

対象となる改修工事

工事費が50万円以上で、現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

※平成25年3月31日までに完了した工事については30万円以上。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② ①の工事と併せて実施した次の工事
 - ・床の断熱改修工事
 - ・天井の断熱改修工事
 - ・壁の断熱改修工事

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票の写し
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

※住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額もありますので、詳細については税務課へお問い合わせください。